



残された「基金制度」創設に全力で 東京地裁 7 陣第 2 回口頭弁論

全国トンネルじん肺第 7 陣訴訟東京地裁第 2 回弁論が 8 月 31 日 10 時半より開廷し、それに合わせて 30 日から国会議員要請をしました。



8 月 31 日 10 時半から 103 号法廷において、第 7 陣第 2 回弁論が行われました。

裁判長から今後の進め方の確認があり、続いてトンネル工法について 24 分ほどのビデオが上映されました。その内容を井上弁護士が意見として述べられ、水口弁護士は「2 月 1 日に提訴した原告 7 名のうち、2 名を除いて認否反論について再反論の補充を提出した。すでに裁判所の第 1 次就労認定ができる状態となっている。第 3 回期日(10 月 12 日)に裁判所は、第 1 次就労認定を下されるよう求めます」と述べられました。

45 分ほどで閉廷し、場所を第 2 議員会館 1 階多目的ホールに移し、報告集会が行われました。



挨拶をする佐藤陵一闘争本部長

報告集会の初めに、第 7 陣で亡くなった原告に対して黙祷をしました。続いて佐藤闘争本部長は「1 つの山はキャラバンです。秋から来春にかけて、全力で頑張りましょう！」と挨拶し、水口弁護士は、今日の裁判の内容を分かりやすく説明されました。今の裁判官が、トンネル工法のビデオを見るのは初めてだそうです。そのビデオの中に新潟の成田さんが、現役で働いているところが写っていてびっくり。7 陣提訴後 2 名が追加提訴して、東京地裁は 9 名の原告となり、原告代表が大塚さんに決まったことも報告されました。

じん肺・アスベスト被害根絶を求める署名に 行動予定がびっしりの秋近づく

様々な行事が続く、忙しい秋がやってきます。

8 月 27~28 日は、中央本部の第 24 回大会が、新潟県の湯沢温泉にて開催されました。この大会が済むと、全国一斉に県本部の大会が開催されまです。愛知県本部では 9 月 11 日に、第 24 回定期大会が、新型コロナ感染者拡大のため、1 日を半日に短縮して、市内労働会館にて行われます。

9 月 15~16 日は北信越労職合同支部第 19 回定期大会が黒部市国際文化センターコラーレで開催。

10 月 1 日から労働安全衛生週間に合わせて、なくせじん肺全国キャラバンが始まります。今年は第 33 回を迎え、10 月 3 日から 5 日までは、昨年と同様に『全国一斉電話相談』に取り組みます。

今年は、昨年のアスベストにじん肺も加えて行います。



昨年の一斉電話相談では、30 件の相談が寄せられました。

昨年の相談者の中で、石綿手帳を受け取ることができた人や、石綿救済法で認定になった人など、少しずつ嬉しい知らせが届いています。中には認定までに時間がかかって亡くなり、組合員の拡大に繋がらないのは残念です。

今年も、コロナが蔓延状態の中、患者のみなさんは要請行動に参加できません。せめて『じん肺とアスベスト被害根絶を求める請願』署名にご協力いただき、キャラバンに参加してください。

分会では騒音性難聴においても、対応してくれる病院が見つかり、検査を終えて申請の準備をしているところです。みなさんのまわりで、仕事をして健康被害を受けた方があれば、『建交労』を紹介してあげてください。

夏の思い出



夏といえばやっぱり花火！今年は久しぶりに花火大会が開催されたところも多くありました。

船越俊子さんが自宅から撮った写真を送ってくださいました。

これは、何に見えますか？



この毛玉、何に見えますか？

名前は『させぼ』といいます。リンゴや桃のような甘い果物より、ブロッコリーやパパイアの葉っぱの様な苦い

ものが大好き。

たまにベッドに登って来て飼い主（僕）の足の裏を嗅いだあと、不機嫌そうな顔をしながらゲージに戻っていきます。そんな毛玉の『させぼ』は、実はうさぎです。 古里和真



9月の予定

- 3日 愛知健康センター総会
- 6日 県本部 第247回執行委員会
- 11日 県本部 第24回定期大会
- 15～16日 北信越労職支部 第19回定期大会
- 21日 根絶闘争本部総会

ご案内

※ 会議は、コロナ感染者の状況により、判断させていただきます。今のところ未定です。

「マイナンバーカード」は 廃止に

厚生労働省、総務省、国税庁の3省庁が支出したマイナンバー制度の関連経費は少なくとも1000億円を超えていることがわかりました。この総務省の支出分には、マイナンバーカードの保有者にポイントを付与するマイナポイントにあてられた2020年度の予算2478億円分が含まれていません。実際は、この数倍にのぼるとみられます。一体いくらつぎこまれたのでしょうか。また、なぜこんなにお金をかけて、政府は国民にマイナンバーカードを作らせようとしているのでしょうか？

マイナンバー制度は、日本に住むすべての国民・外国人に生涯変わらない12ケタの番号をつけ、さまざまな機関や事務所などに散在する各自の個人情報をも寄せ・参照できるようにし、行政などが活用するものです。2015年10月に付番が行われ、2016年1月から、希望者に対し、顔写真やICチップの入った「マイナンバーカード」が交付されています。

政府が国民一人ひとりに生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報を紐づけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険をもつ重大な問題です。マイナンバーそのものの問題点もさることながら、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押し付けるやり方はやめるべきです。

政府は、マイナンバー制度によって「公平・公正な負担と給付」の実現を掲げていますが、大企業の優遇税制は聖域としたまま、消費税増税を前提にしています。国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民への徴税強化・給付削減を押しつけるマイナンバー制度は、廃止すべきです。

